

裁判以外の救済方法を「救済センター」構想

医療過誤訴訟が長期化し、被害者を介護しながら裁判を闘い続けている人も多い。医療事故情報センター理事長の加藤良夫弁護士は裁判以外の救済の道として、過失の有無より被害者の救済を先行する「医療被害防止・救済センター」構想を提唱している。構想によると、患者らは

医療側が無過失でも医療行為と被害の間に因果関係があれば補償される。

因果関係の判定には陪審制を導入。時期の目安は相談から3カ月以内と早い。判定は陪審チーム(12人)が登録専門医の意見を踏まえて補償すべきかどうかを判断する。

保険会社

医療被害賠償責任保険(強制加入)

医師・看護職員・医療機関
医療機器・材料・医薬品メーカー

- 調査 判定
- 教訓 助言・教育
- 求償

ただし、求償された医療機関などが

- ① 日ごろから誠実に活動
- ② 被害者からクレームが出される前に事故報告を行った
- ③ 再発防止の改善策立案・実践の3条件を満たせば、求償が軽減・免除される

● 事故報告

相談受け付けから3カ月以内に

どうすればいいの…?

医療事故!!

医療被害者

センターではちゃんと判定・運営されているかな?

医療被害防止・救済センター

- 相談・受け付けチーム(カウンセラー・精神科医も)
- 調査・判定チーム(専門登録医)＝陪審制
- 事故の教訓を現場に生かすチーム(講師)
- 補償金管理・運用・送金チーム
- 求償活動チーム(嘱託弁護士による提訴など)
- 広報チーム
- 政策立案チーム(安全な医療・医療の質向上の施策立案)

私たちがいます!!

市民オンブズマン

財源

国・地方自治体の補助金、健康保険、窓口患者一部負担金、医療品メーカー、医療機関などの拠出金